

長久手市

重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年3月
長久手市

目 次

1 計画の背景と目指す姿	1
（1）重層的支援体制整備事業の背景	1
（2）地域を取り巻く生活課題	2
（3）長久手市が目指す姿	3
（4）重層的支援体制整備事業の3つの柱	3
2 計画の位置づけと推進体制	4
（1）計画の位置づけ	4
（2）計画期間	5
（3）推進体制と評価	6
3 長久手市の重層的支援体制の整備に向けた取組	7
（1）地域共生社会の実現に向けたこれまでのふりかえり	8
（2）実施体制および全体像の確認	10
（3）庁内外の連携体制の構築	12
（4）地域共生推進課の新設・機能の充実	15
（5）試行的なプロジェクト型の取組	17
（6）重層的支援体制整備事業実施のためのチームづくり	18
4 実施内容	19
（1）断らない相談支援	19
（2）参加支援（社会福祉法第106条の4第2項第2号）	22
（3）地域づくりに向けた支援（社会福祉法第106条の4第2項第3号）	23
5 資料編	25
（1）計画策定の過程の主な市民参加の取組	25
（2）用語集	27

1 計画の背景と目指す姿

(1)重層的支援体制整備事業の背景

本市では、「地域共生社会」という言葉が一般的に使われる前から、「一人ひとりに役割と居場所を」という考えのもと、地域共生社会につながる取組を重ねてきました。

2011（平成 23）年度からは、小学校区単位による市民主体のまちづくりに着手し、市民が活動できる新たな枠組みとなる「まちづくり協議会」の設立、誰もが気軽に集まることができ、地域の新たな拠点となる「地域共生ステーション」の整備、市民同士が地域で支え合う方法を考える「地区社会福祉協議会」の設立を市民とともに進めてきました。

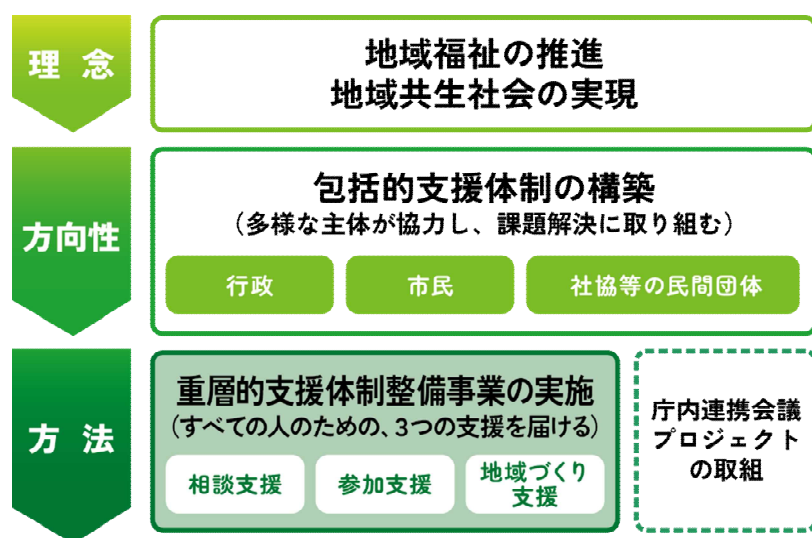
また、行政計画策定時には市民参加の機会をつくり、市民の声を行政運営に反映するよう努めてきました。

一方、2020（令和 2）年 1 月に新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、市民と本市職員、市民と市民がこれまでのようなつながりを維持することが難しくなり、特に子育て世帯や高齢者が地域から孤立しやすいといった課題が浮き彫りとなりました。

そのような状況の中、2021（令和 3）年 4 月には、社会福祉法の改正に伴い、5 つの支援事業（①包括的相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業⑤多機関協働事業）で構成される「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）が創設され、本市においても、重層事業の所管課として市長直轄組織（地域共生推進課）を新設し、事業創設初年度から本格実施することとしました¹。

重層事業の推進にあたっては、これまで本市が福祉の各制度で構築してきた体制、厚生労働省モデル事業²や地域福祉・まちづくり等の取組を基に、さらにその連携・協働および拡充を図り、関係機関、団体や地域が、それぞれの取組の特徴、強みを最大限に発揮できる包括的な支援体制を市全体で構築し、誰一人取り残さない、地域共生社会の実現を目指しています。

■ 諸概念の整理



¹ 2021（令和 3）年度から事業を開始した自治体は全国で 42 自治体あり、本市もそのうちの一つです。

² 2017（平成 29）年度から 2020（令和 2）年度までの間、本市において、厚生労働省モデル事業「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を実施。

トピック：社会福祉法の改正

2016（平成28）年7月、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

2017（平成29）年6月には社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

そして、2020（令和2）年6月に社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

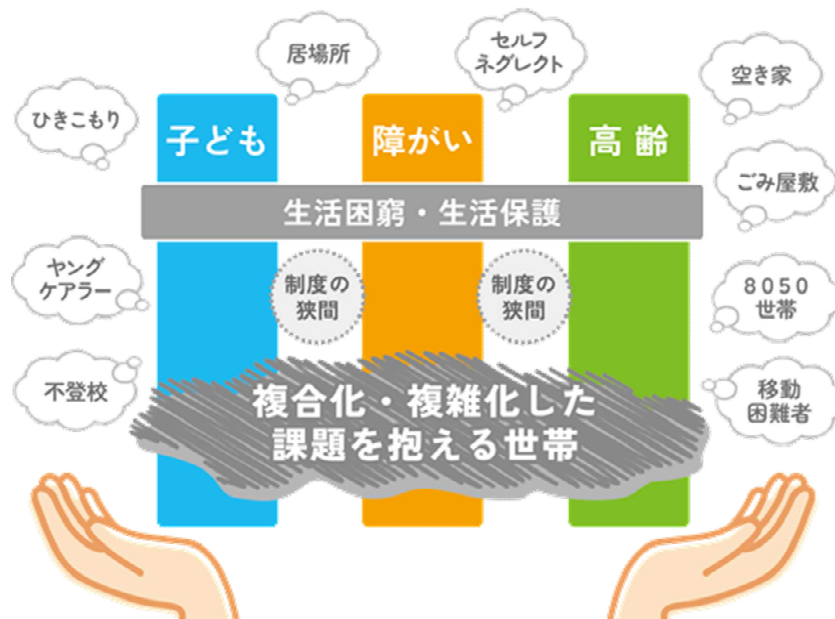
（2）地域を取り巻く生活課題

「8050問題」や「ダブルケア」といった制度の狭間等、市民が抱える課題は複雑化・複合化するとともに、「生きづらさ」も多様化してきています。

また、従来型の互助の機能が弱体化するなかで、地域で孤立する人も顕在化しています。

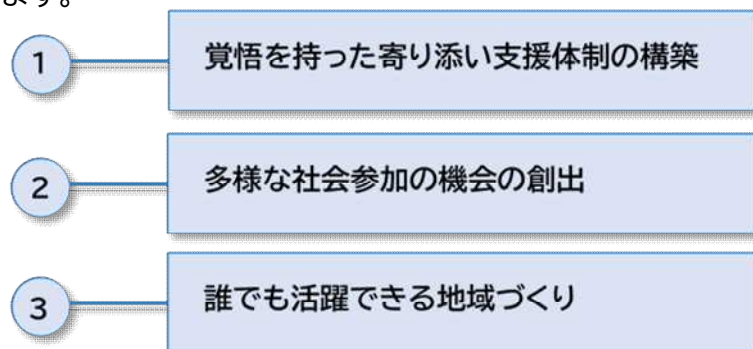
さらに、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、失業者の増加、外出機会や人と関わる機会の減少等に伴う課題への対応も求められるとともに、従来型の生活様式から転換していく過程で、孤立せずその人らしい生活を送ることができる地域社会にしていくことが求められています。

■ 地域を取り巻く課題のイメージ



(3)長久手市が目指す姿

一人ひとりに役割と居場所のある地域共生社会を実現するために、重層事業を中核として、庁内外の関係者や市民、地域の団体等との公民連携体制を構築し、以下の取組を一体的に推進します。



(4)重層的支援体制整備事業の3つの柱

①断らない相談支援

介護、障がい、生活困窮、子ども・子育て等の各分野の相談窓口において、属性や世代を問わず相談を受け止める『断らない相談支援』を実施します。

制度の狭間等で支援が届いていない人などに継続的に関わり、地区社会福祉協議会等の場を活用した地域への積極的なアウトリーチにより、自ら助けを求める力が弱い人等を把握し、多様な関係機関と連携して継続的に関わり、伴走する支援体制づくりに取り組みます。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した生活課題は、包括化推進員³が支援の調整役となって課題を解きほぐし、支援者が孤立しないようチームによる支援を実施します。

②参加支援

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

ひきこもりの相談窓口兼居場所である「N-ジョイ」を中心として、相談者のニーズを踏まえた社会参加の機会の創出のため、地域の人や民間企業・団体との関係性を築き話し合うためのプラットフォームづくりや、地域で支援を担う主体や社会参加につなげられる人材や新たに社会資源を生み出す仕組みづくりに取り組みます。

③地域づくりに向けた支援

地域の社会資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを通じて、地域の中のつながりづくりを進めます。

併せて、まちづくりを所管する部署と協働し、地域で実施されている個別の活動や人の把握、まちづくり協議会をはじめとする組織や地域共生ステーションなどの拠点を活用して、人と場、活動をつなぐコーディネートを行い、支え合いのネットワークの構築等に取り組みます。

³ 包括化推進員は、地域住民やその家族全体の複雑化・複合化したニーズを的確に捉え、様々な支援関係機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする役割を担っています。

2 計画の位置づけと推進体制

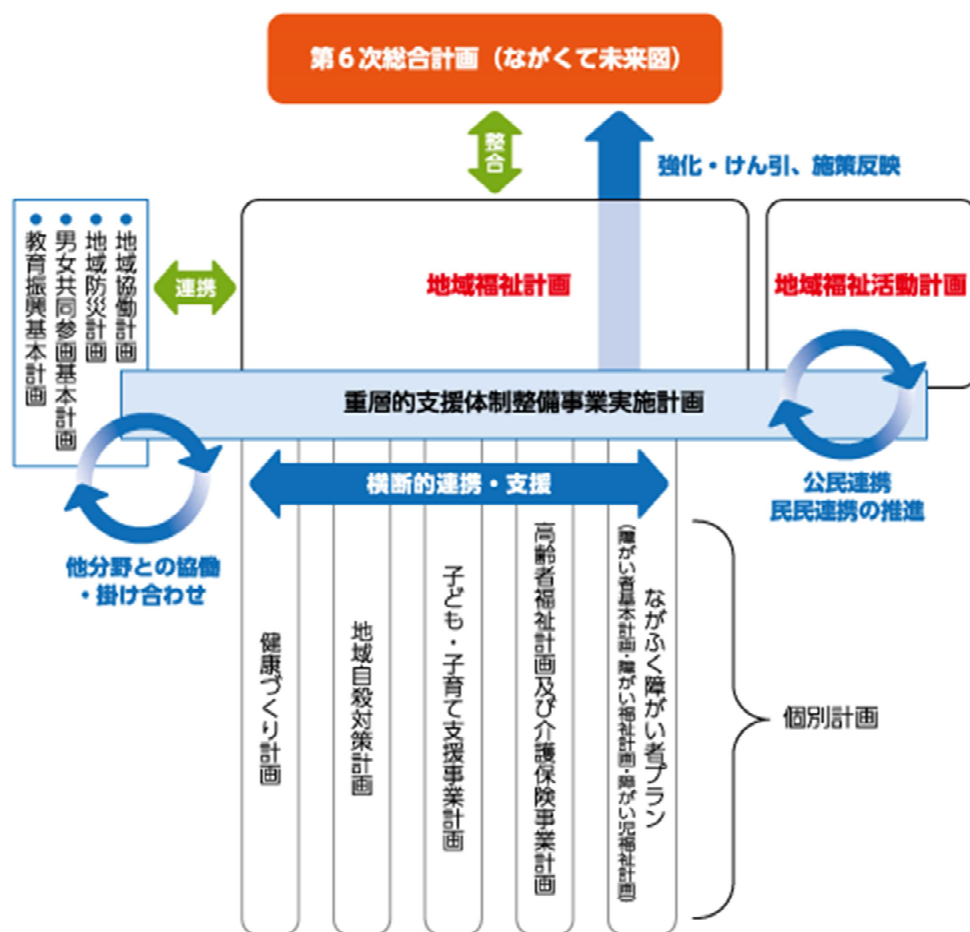
(1) 計画の位置づけ

「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）とは、社会福祉法第106条の5に規定された、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の構築に向けて、重層事業を実施するための計画です。

本計画は、地域の多様な主体が協働して、地域福祉の推進および地域共生社会の実現を目指すための具体的な手段を記載する計画であり、地域福祉計画および社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を強化およびけん引する「エンジン（中核）」の役割を担います。

また、重層事業は、介護、障がい、生活困窮、子ども・子育てなどの属性を問わない横断的かつ包括的支援体制を構築するため、関連計画と調和を保ち、記載事項について連携を図っています。

■ 計画の位置づけ



(2)計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3か年です。

本計画は、地域福祉計画の強化およびけん引を目的としており、地域福祉計画と並行して推進するものの、社会情勢の変化や、地域における生活課題やニーズの状況、実施体制の変化などを反映させやすくするため、3か年の計画とします。

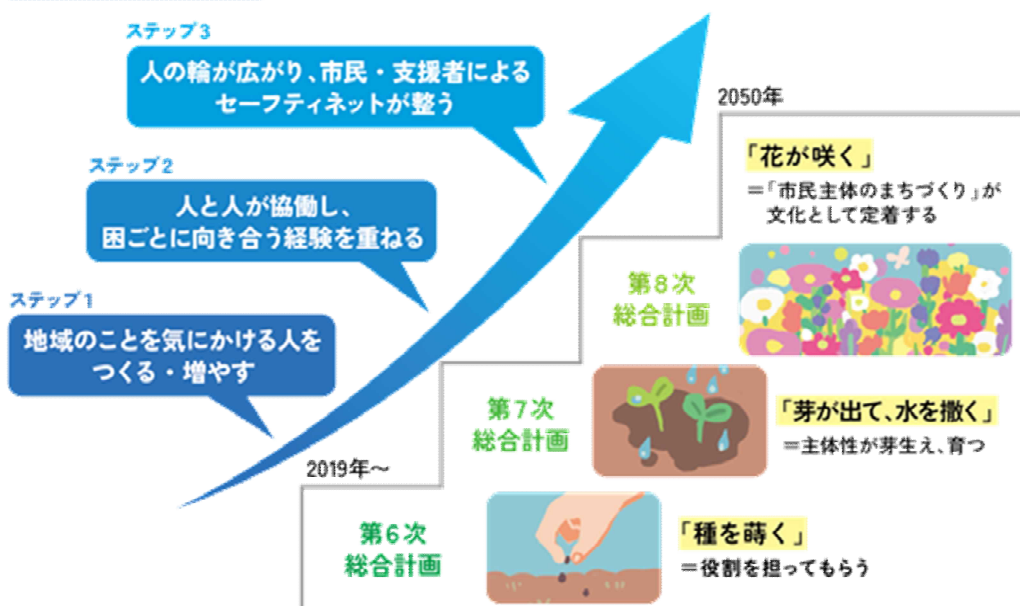
■ 地域福祉計画と本計画の期間

	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
地域福祉計画	第3次地域福祉計画					
重層的支援 体制整備事業	重層的支援体制 整備事業実施計画			第2次重層的支援体制 整備事業実施計画		

重層事業においても、第6次総合計画（ながくて未来図）に掲げる市民主体のまちづくりに取り組み、市民の困りごとや希望を身近な地域で話し合い、地域の課題は地域で解決する意識の醸成に取り組んでいます。まずは地域の主体となる人を生み、増やすことに取り組み、人口減少が始まり、高齢者の人口が現在の約2倍にせまる2045（令和32）年ごろには、庁内外の関係者や市民、地域の団体等とが協働し、市民・地域の団体と行政・支援者の両輪による包括的な支援体制を実現します。

■ 重層事業推進のロードマップ

重層事業のステップ



第6次総合計画策定の趣旨のイメージ図を一部改変

(3)推進体制と評価

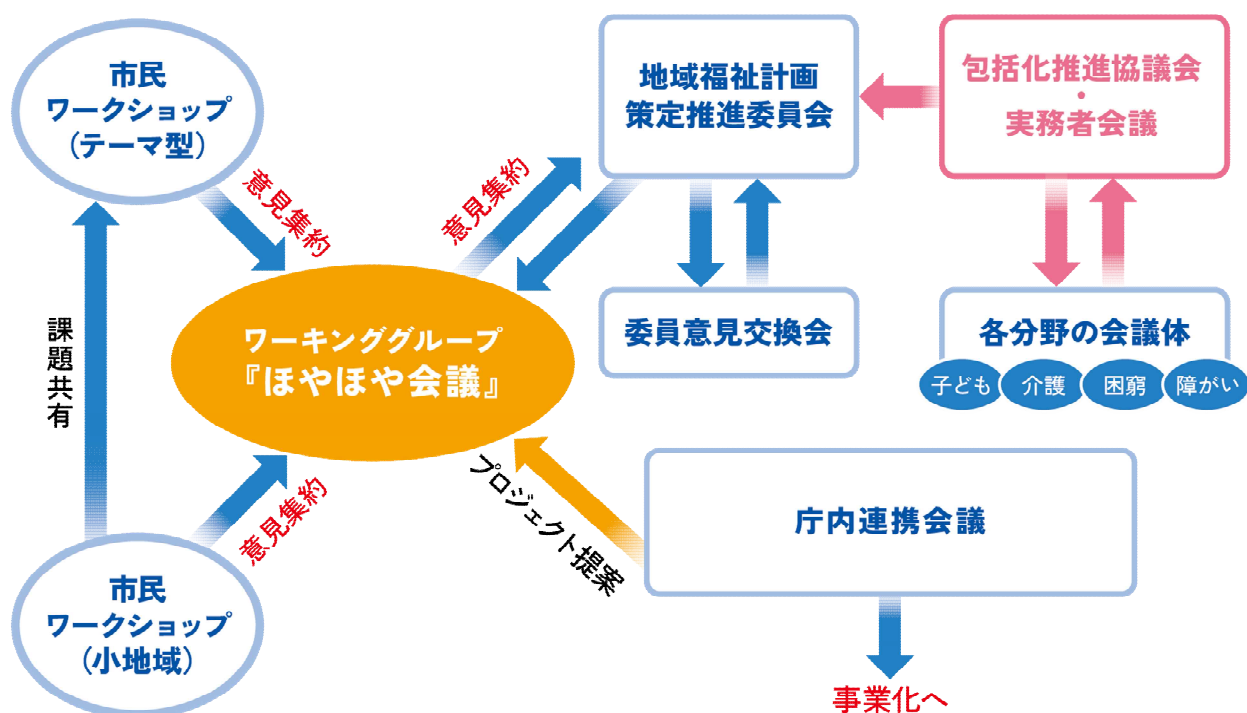
重層事業は、関係行政機関、警察、弁護士、民生委員・児童委員、地域の代表者等を構成員とした包括化推進協議会において、事業の進捗管理や評価を行うとともに、上位計画である地域福祉計画の地域福祉計画等策定推進委員会で事業の報告を行います。

本計画の推進に当たっては、計画策定のプロセスを活かし、次章に掲げる重層事業の取組の視点を以て、体制整備の状況についてふりかえり、分析および改善を行います。また、計画策定後の事業推進のエンジンとなるよう、ワーキンググループ「ほやほや会議」を設置し、このワーキンググループとともに、庁内連携会議等から提案されたプロジェクトの推進を図っていきます。

事業の評価（ふりかえり）のための指標については、相談支援等のプラン作成件数や市民意識調査の結果等の定量的な指標だけでなく、包括的支援体制の構築に向け、制度を超えた、多様な関係機関・団体、市民との「公民連携」「民民連携」の取組状況や地域福祉の推進状況を捉えることができる定性的な指標の設定が必要となります。

なお、事業の評価の具体的な場として、相談支援の各分野の担当課等を構成員とする「重層的支援会議（実務者会議）」や市民を交えたワーキンググループである「ほやほや会議」を活用し、行政だけでなく多様な主体が参加し、相互の変化を生み、気づきが得られるよう、垣根を超えた意見交換ができる機会を創出していきます。上述の事業評価の指標のあり方についても、この機会を捉えて関係者とともに議論していきます。

■ 推進体制と会議体の関係性



3 長久手市の重層的支援体制の整備に向けた取組

複雑化・複合化する生活課題や多様化する生活様式に対応するため、重層事業の推進においては、「課題の把握→仮説の設定→振り返り→改善→次のアクション→」の循環を小さい単位で行うことが重要であり、絶えず変化を起こし続ける必要があります。この一連の行動を継続することが、重層的支援体制を整備し、本計画の推進と次なる計画の策定（＝計画活動）につながっていくと考えられます。

この章では、重層的支援体制の整備にむけて、2023（令和5）年度までに取り組んできた、次の6つの取組について記載します。

なお、具体的な事業の内容については、「4 実施内容（P19～）」に記載します。

■ 事業の取組の一覧

	取組	具体的な内容	仮説	取組を通じて得られた視点
(1)	地域共生社会の実現に向けたこれまでのふりかえり（P8）	・既存事業のふりかえり ・本市の特徴、強みの洗い出し	・市民主体のまちづくりで関わる市民とほかのことでも協力できる。 ・相談業務の経験を他分野でも生かす必要がある。	・小さく実践 ・仲間づくり ・当事者に丁寧に向き合う
(2)	実施体制および全体像の確認（P10）	・地域活動主体の共有、見える化	・分野を超えた支援者の関係性の構築、情報共有により相乗効果を生み出す。	・仲間づくり ・まきこみ、まきこまれる ・地域の人を応援する
(3)	庁内外の連携体制の構築（P12）	・包括化推進協議会実務者会議、庁内連携会議の実施	・協働の経験の積み重ねが必要。 ・人材育成の視点を盛り込む。	
(4)	地域共生推進課の新設・機能の充実（P16）	・相談支援と地域づくり支援の協働、掛け合わせ	・組織全体の調整役の必要性が高まっている。 ・地域の主体となる人の多機能化の必要性が高まっている。	・仲間づくり ・まきこみ、まきこまれる
(5)	試行的なプロジェクト型の取組（P17）	・各プロジェクトの取組	・職員が、地域の生の声を拾い、取組を企画・実践する能力が必要	・当事者の声を拾う ・小さく実践
(6)	重層事業実施のためのチームづくり（P18）	・曼荼羅チャートを用いたチームづくり	・組織全体で意識の共有、気づきの蓄積が必要	・様々な考えを受け入れる ・自分の気持ちに向き合う

(1)地域共生社会の実現に向けたこれまでのふりかえり

本市では、地域共生社会の実現に向けて、2011（平成 23）年度ごろから始まった「市民主体のまちづくり」の取組から 2021（令和 3）年度の重層事業の実施までの間、また現在に至るまで、様々な取組を行ってきました。

2017（平成 29）年度に新設された「悩みごと相談室」では、従前の市民相談業務に加え、市内全戸を対象とした訪問調査を実施し、行政計画策定等に係る市民の声だけでなく、市民が生活する中での生の声を拾い、困りごとに直接向き合うことに注力してきたことが、現在の重層事業実施の下地となっています。

2021（令和 3）年度に重層事業が創設され、本市は初年度から開始した全国 42 自治体のうちの一つとして、地域共生社会の実現のための新たな事業にいち早く取り組みました。

重層事業実施に向けた検討段階から現在に至るまでの間、庁内外で多様な主体が分野を超えて協働することや相談支援と地域づくりの掛け合わせなど、これまでの枠を超えた動きを生み出すことを目的として、様々な学びの場や意見のすりあわせの機会を創出し、少しずつ主体となる人や活動が増えてきたと考えられます。

また、関係機関が協働することで解決できたことや既存の制度では対応できなかった困りごとに対して、継続的に関わることで状況が少し改善されたケースや、地域共生ステーションや子ども食堂等、身近な拠点において、市民の相談を市民が受け止め、支援につなげられるケースもあり、連携体制に基づく相談支援と気かけあう地域づくりとが相互に作用していることを体感することができました。

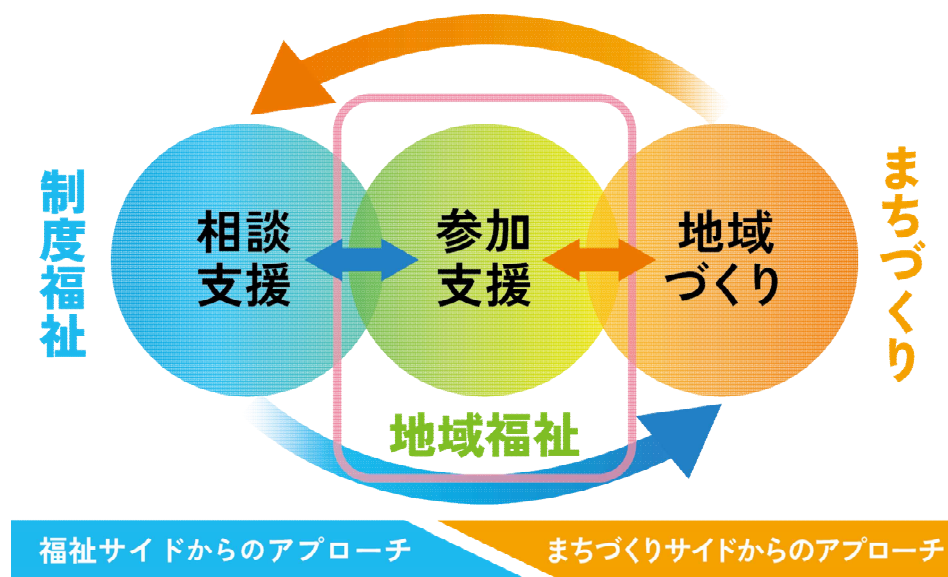
■ 2023（令和5）年度までのあゆみ

年度	項目	概要
2011 （平成23）年度	●「市民主体のまちづくり」を掲げた市政がスタート ～小学校単位のまちづくり～	◎市全体を対象としたまちづくりではなく、小学校区単位で顔の見えるまちづくりを始めるために、まちづくり協議会の設立や地域共生ステーションを整備 （2013（平成25）年には、西小学校区共生ステーションがオープン（第1号））
2014 （平成26）年度	●社会福祉協議会にC S W（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置	◎C S W第1号を西小学校区に配置
2015 （平成27）年度	●地区社会福祉協議会の設置 ●市民相談室を新設	◎北小学校区、西小学校区、市が洞小学校区に、地区社会福祉協議会を設置。その後、2017（平成29）年度に南小学校区、2019（令和元）年度に東小学校区と長久手小学校区に設置し、全小学校区に設置
2017 （平成29）年度	●悩みごと相談室に名称変更 ●厚生労働省モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）の開始	◎地域包括支援センター担当圏域ごと（2か所）に包括化推進員を配置し、「悩みごと相談室」を軸に、庁内および関係機関とともに、相談支援に関する包括的な支援体制づくりの取組を開始 ◎小学校区ごとにC S Wを配置。身近な相談員であるとともに、地域の課題を市民主体で解決を図る調整役を担う。 ◎西小学校区まちづくり協議会が設立 ◎市が洞小学校区共生ステーションがオープン
2018 （平成30）年度	●「みんなでつくるまち条例」の施行 ●第6次総合計画『ながくて未来図』の策定 ●相談支援包括化推進協議会の設置	◎まちうた（詩）「さかそう ながくて じちのはな」に込められた想いを胸に、「市民主体のまち」の実現に向けた第一歩となる計画として、総合計画を策定 ◎多機関協働相談支援包括化推進事業に関する情報共有の場として、推進協議会を新たに設置 ◎市が洞小学校区まちづくり協議会が設立
2020 （令和2）年度	●悩みごと相談室に地域共生担当（2人）を配置 ●重層事業実施にむけた庁内調整を実施	◎重層事業の実施に向けて、悩みごと相談室、福祉課および長寿課を中心に、機構改革も踏まえた検討を開始 社会福祉協議会においても、重層事業への対応の検討 ◎北小学校区共生ステーションがオープン
2021 （令和3）年度	●重層事業の開始 ●市に市長直轄組織 地域共生推進課を新設（地域共生担当を4人に） ●庁内連携会議の設置	◎悩みごと相談室の機能と地域福祉を統合させ、重層事業を所管し、全国に先駆けて同事業を開始 ◎重層事業実施計画の策定に向け、具体的な体制を議論する庁内の会議体として、庁内連携会議を位置づけ ◎南小学校区共生ステーションがオープン
2022 （令和4）年度	●重層事業実施計画の策定に着手 ●計画策定に伴う市民ワークショップ等の実施	◎地域福祉計画の策定と一体的に重層実施計画策定に着手 ◎つながりづくりのためのイベント「まざって長久手フェスタ」や、市民とともにできることを考える「できもちワークショップ」を実施
2023 （令和5）年度	●長久手サポートプロジェクトの始動 ●重層事業実施計画策定	◎ICTの技術を活用し、「移動支援」等、事業横断的に支援者の掘り起こしを目的にしたプロジェクト「長久手サポートプロジェクト」を開始

(2)実施体制および全体像の確認

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、地域住民同士の気かけ合う関係性を広げ地域福祉を推進します。個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて、重層的なセーフティネットを整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱に、「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」とともに、5事業を一体的に実施します。

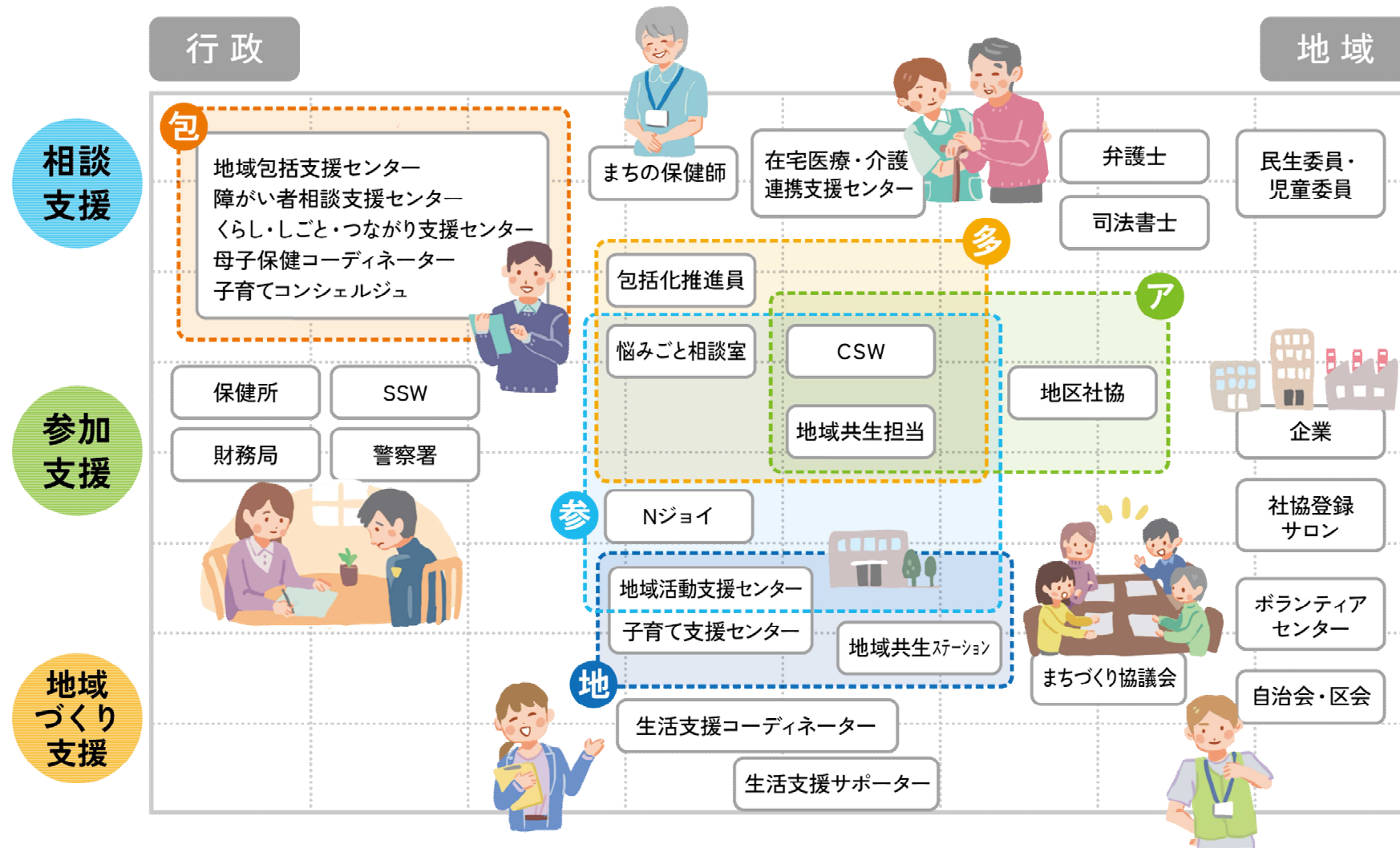
■ 重層的支援体制整備事業のイメージ



重層事業を核とした体制整備は、一つの課や機関で実施するのではなく、市全体で推進することが必要です。そのため、庁内外の関係課や関係者とともに、包括化推進協議会実務者会議や庁内連携会議の場を活用した検討や学びの場を通じて、包括的な支援体制の整備に取り組んでいます。

さらに、本市の将来の高齢化やライフスタイルの変化に伴って、地域と関わる時間が減少傾向にある現状を踏まえ、地域の困りごとを地域で解決する風土づくりや、地域福祉の担い手の拡充・多機能化などに取り組んでいく必要があります。

■ 本市の支援体制の状況（令和6年3月時点）



（凡例） 包：包括的相談支援、多：多機関協働による支援、ア：アウトリーチを通じた継続的支援、参：参加支援、地：地域づくりに向けた支援

(3) 庁内外の連携体制の構築

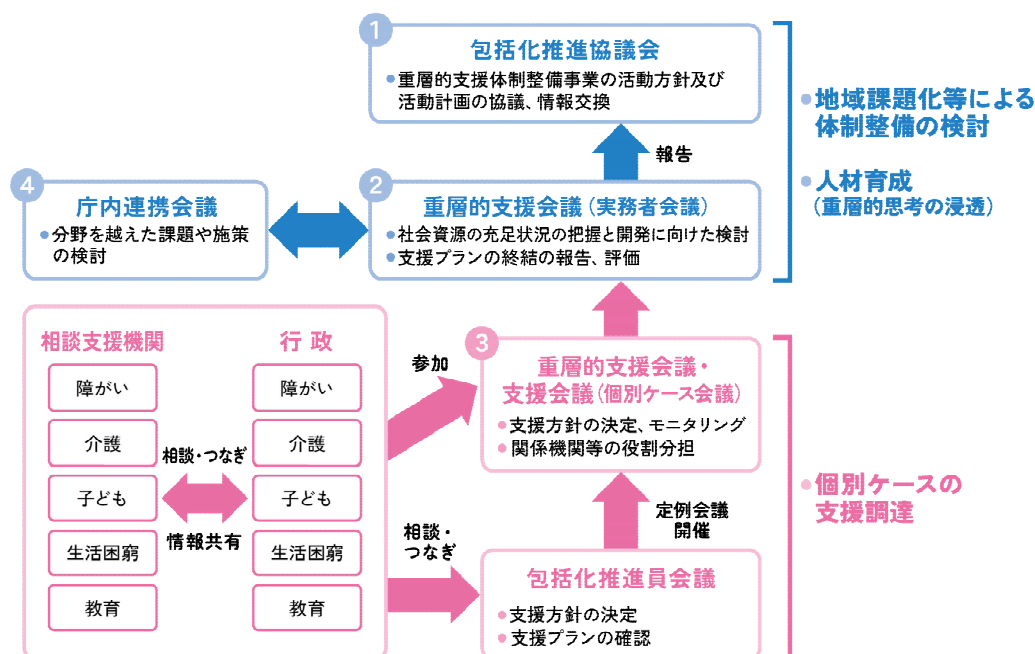
2021（令和3）年度から重層事業を本格実施するにあたり、くらし文化部の悩みごと相談室の機能と、福祉課が所管していた地域福祉の一部を統合する形で「地域共生推進課」が新設され、重層事業に中心的に取り組み始めました。

重層事業は、福祉分野やまちづくり・市民協働分野をはじめ、多分野と連携しながら横断的に体制整備を進める必要があるため、どの部にも属さない「市長直轄組織」として設置し、庁内外の連携の調整役を担っています。

そして、庁内外の連携による包括的支援に向けたネットワークづくりを目的に、以下の会議体を設置し、地域共生推進課が事務局となり、運営を担っています。

会議体は、「個別ケースの支援調整機能」と「地域課題化や施策検討を通じた体制整備の協議機能」の2層で構成されています。

■ 庁内連携の体制図



① 包括化推進協議会

関係行政機関、警察、弁護士、民生委員・児童委員、地域の代表者等で構成し、関係者間の情報交換の場であるとともに、重層事業の活動方針および計画、評価について協議します。

② 重層的支援会議（実務者会議）

相談支援の各分野の担当課や相談支援機関の課長補佐、センター長級の職員で構成し、事例検討を通じた多機関による連携体制に向けた検討や、個別ケースから見てくる課題を地域課題として捉え、対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を通し、マネージャー層に重層的思考を広げ、体制整備を推進します。

また、多機関協働事業の支援プラン終結の報告、評価を通じて、支援体制の改善・強化を図ります。

■ 重層的支援会議（実務者会議）の開催状況（令和6年3月時点）

年度	回	内容
R 3	1	各支援関係機関の相談の状況を共有
	2	不足する社会資源の検討の試行
R 4	1	地域共生社会の実現に向けた理念の共有 （市長メッセージ、パネルディスカッション）
	2	事例検討を通したはみ出す思考の練習（多問題世帯を市全体でどう支えるか）
R 5	1	事例検討を通した潜在的ニーズを探る方法の共有
	2	共通のルールづくり（長久手らしい連携のあり方を考える）
	3	共通の認識づくり（包括化推進員の役割・期待すること、会議体の役割等）
	4	「参加支援・地域づくりは、みんなでできることを考える」をテーマに事例検討

③重層的支援会議・支援会議（個別ケース会議）

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例は、包括化推進員につなぎ、包括化推進員会議で多機関協働事業として課題を整理し、重層的支援会議・支援会議（個別ケース会議）を開催します。

重層的支援会議等では、包括化推進員が調整役となり、支援方針の決定、関係者の役割分担等を行います。

④庁内連携会議

第2次地域福祉計画に基づき、多様な地域課題に対して各分野が連携し、創意工夫ある施策検討を行う場として設置しました。福祉分野に限らず、建設部や総務部を含め全庁的に参加を呼びかけているのが特徴です。異なる部署の職員が交わり、意見を交換する場を設けることで、新たな気づきやアイデアが生まれる場として活用しています。

■ 庁内連携会議の開催状況（令和6年3月時点）

回	実施日	内容
1	R3. 11. 5	第2次地域福祉計画「共通して取り組むもの」の各課の取組状況
2	R4. 1. 9	越境人材を発掘、災害時における要支援者への支援等
3	R4. 3. 18	事例検討（8050世帯のケース）
4	R4. 3. 25	B C Pを切り口に、各課がどのように連携できるか考える
5	R4. 5. 11	”「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」ために私たちはどう関わっていけばよいか”解決する手段・方法をワーク形式で考察
6	R4. 6. 14	現状の情報連携・支援の流れを確認、課題を洗い出し など
7	R4. 8. 16	第4回のワーク結果から、「面白そう、一緒に考えたい」プロジェクトを深掘り、解決できそうなこと・課題を検討
8	R5. 2. 8	地域共生社会の実現に向けて（市長メッセージ、パネルディスカッション等）
9	R5. 3. 20	グループワークを用いて検討（多問題世帯を自然体でどう支えるか）
10	R5. 9. 22	協力して取り組む課題に対する施策検討

これからの取組

- ・②重層的支援会議(実務者会議)は、様々な関係機関と顔の見える関係性をつくり、包括的支援が実践できるよう、連携体制や共通する課題について話し合う場として運営し、その役割は随時見直していきます。

また、障がい者自立支援協議会や地域ケア会議等、各分野で設置されている会議体と適切に連携し、包括的な支援体制を整備していきます。

- ・④庁内連携会議は、参加者および協議内容については固定せず、各課が把握する課題や検討中の事業等を持ち寄り、気軽に話し合える場づくりを重視しながら、第3次地域福祉計画においても継続していきます。また、全庁的な施策検討については、総合計画の策定および推進にもつながるものであるため、連携のあり方等についても検討していきます。

- ・多様な社会参加に向けた支援については、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業やハローワーク、地域若者サポートステーション等と連携し、既存の制度等の幅広い活用も視野に入れ、市全体で取り組んでいきます。

- ・福祉分野の相談支援機関との連携だけでなく、弁護士、司法書士、警察、財務局、保健所等の市民の生活上の困りごとの支援を行う関係機関とも連携の経験を積み、相談者だけでなく支援者を孤立させない体制を構築していきます。

(4)地域共生推進課の新設・機能の充実

2021（令和3）年度に重層事業の実施に伴い、市長直轄組織として新設された地域共生推進課では、課内に各小学校区を担当する行政職員として地域共生担当を配置し、日常的に地域に出ることを意識し、地域の状況を把握し、市民の困りごとを受け止めるなど、積極的なアウトリーチによる包摂的な地域づくりに取り組んでいます。また、地域共生担当は、地域の人の「やりたいこと」のサポートや応援をすることで、地域活動の活性化や地域福祉の担い手の創出・拡充に取り組み、地域で収集した情報をもとに行政内部、市民団体、自治会やまちづくり協議会などの地縁組織、地区社会福祉協議会や民間企業等との関係性を活かした情報発信・調整・コーディネート等も行っています。

例えば、本市におけるひとつの実例として、児童数が急増し交通量も多い地域で、学校も見守り体制の強化を図りたいが、登下校の見守りをしている地域の方も高齢化し負担が大きい、という状況の中、地域共生推進課がコーディネーター（翻訳家）となり、校区内の企業からの「地域貢献したい」という声をつなぎ、企業による下校時の見守りが実現しました。

このような、地域との信頼関係、民間との関係性構築、行政課題の理解といった要素を備えたコーディネーター（翻訳家）の機能が、地域共生担当に求められる役割と言えます。

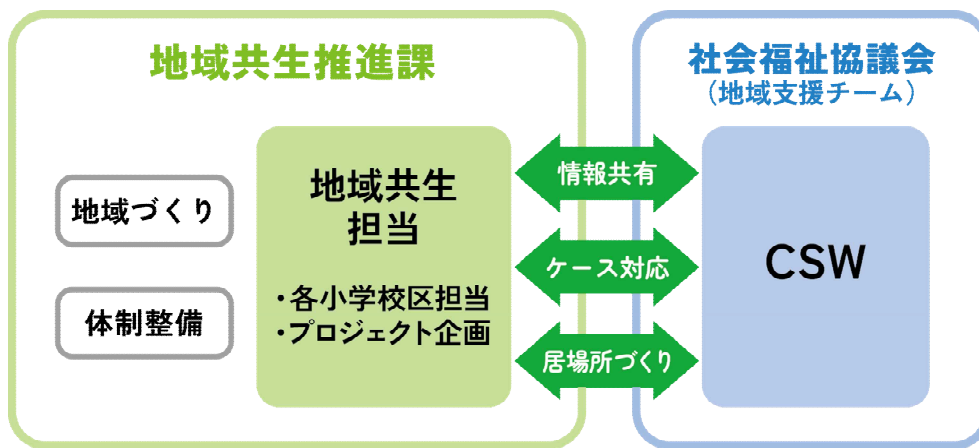
また、相談支援においても、自ら助けを求める力の弱い人に伴走し、本人に寄り添ったコーディネート（翻訳）をする機能が求められています。

そして、地域共生担当同様、社会福祉協議会でも重層事業の一環として各小学校区にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、福祉の専門性および経験値や関係機関同士のネットワークを活用した個別支援・地域づくりを行っています。このように地域共生担当とCSWは、それぞれの強みを生かし、連携しながら活動を行っています。

これからの取組

- ・地域共生担当やCSWなど支援者が、アウトリーチとして地域に積極的に向き、地域の人や活動等と関係性をつくることで、地域の課題や市民の困りごとを把握し、専門職と地域住民等との協働による包括的な伴走支援体制の構築を進めていきます。

■ 地域共生推進課とCSWの連携



CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)とは

CSWは、市民からの様々な相談に対応する「ふくしのなんでも相談員」です。

日常生活での「ちょっと話を聞いてほしい」という相談から、ひきこもりや家族・近隣トラブル等「どこに相談したらいいかわからない」といった、従来の相談窓口では対応が困難なケースにも対応しています。

また、「地域福祉の推進役」として、個別支援だけではなく、不安や悩みを抱えている人々の早期発見・対応ができる地域づくりを行うため、地区社会福祉協議会の運営や地域の集いの場である「サロン」活動の支援等を行っています。

長久手市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画において、社会福祉協議会職員一人ひとりが、ふだんのくらしのしあわせ(ふ・く・し)の実現を担う「ふくしのなんでも相談員(CSW)」であると位置づけ、本市の地域福祉活動推進の柱としています。

地区社会福祉協議会(地区社協)とは

地区社協は、支援を必要とする人を早期に発見し、地域で支え合う方法を市民とともに考えることを目的として、CSWを会長に、民生委員・児童委員や自治会代表を運営委員として、小学校区ごとに設置しています。地区社協では、地域へ出向くアウトリーチの手法の一つとして、地域住民とともに、困りごとを早期発見・早期対応ができる地域をつくります。

また、ひきこもりの理解推進、子育て不安の軽減などの福祉の課題について話し合う部会が展開されています。

具体的な取り組みとして、移動支援による支え合いの取組や小学校と協働した多世代交流の場の創出、まちづくり協議会との協働による子ども食堂の実施が挙げられます。

(5) 試行的なプロジェクト型の取組

市長直轄組織の設置には多くの狙いが設定されていますが、その一つに法律上規定された制度福祉の業務をもたせず、地域共生担当として積極的に地域に出向き、地域のニーズを把握することを通じて、新たな重層的支援のための体制整備づくりを担える人材の配置と育成を図ってきたことがあげられます。

重層事業の体制整備を推進するためには、地域で見聞きしたこと、感じたことや考えたことを起点として、課題や仮説の設定を行い、様々な試行的な取組（プロジェクト）を立て、実践し、ふりかえりを行い、またその改善や試行を続けていくことが必要と考え、地域共生推進課ではこれまでに、以下のとおり大きく5つの狙いによるプロジェクトに取り組んでいます。

■ これまでに取り組んできたプロジェクト

	狙い	プロジェクト
1	・計画策定における市民参加の機会を設けることで、新たな活動主体の創出やつながりづくり ・重層的な地域（支援）人材の育成	・できることもちよりワークショップ ・まぞって長久手フェスタ ・長久手サポートプロジェクト
2	・庁内の連携促進に向けた所管課の業務の振り返り	・業務量調査
3	・多様な地域課題に対して、各分野の連携による包括的な支援体制の構築と新たな取組の検討	・庁内連携会議 ・包括化推進協議会実務者会議
4	・身近な地域で相談を受け止められる拠点づくりと地域へのアウトリーチ	・居場所支援事業 ・ハイハイレース
5	・社会参加の促進に向け、多様な主体の参画によるプラットフォームの構築	・生活支援体制整備事業協議体兼参加支援プラットフォーム

これからの取組

・社会参加に向けた多様な支援に向けて、特に「就労」に焦点をあて、既存の制度等では対応しづらい人のニーズに合った多様な働き方を整備していくことを進めています。

そのため、生活支援体制整備事業とも連携し、福祉分野のみならず、様々な個人や団体等に働きかけて、行政、民間企業、関係機関、多様な団体等と共に新たな資源開発に向けて、参加支援プラットフォームを立ち上げ、検討を進めていきます。

・誰もが気軽に立ち寄り、自分らしく過ごすことができる「居場所」を運営する人たちとのネットワーク化を図り、地域で孤立している人を減らし、地域で支え合うつながりづくりや気軽に相談できる環境の整備を進めます。

(6)重層的支援体制整備事業実施のためのチームづくり

重層事業の推進を担う職員の人材育成およびチームビルディングの手法として、「曼荼羅^{まんだら}チャート」を活用しています。地域共生推進課が新設されて3年、「重層的支援体制の整備」という目標を掲げ、職員一人ひとりや課全体が取り組む活動を通じて、大切だと感じた意識や視点について表しています。

重層事業開始当初は、曼荼羅チャートの作成にあたって手探りな状態が続き、職員の中で意識や視点が定まらなかったり、目に見える事業成果を求める内容に集中するといった状況がありました。しかしながら、事業に取り組み、職員が関係者や市民と具体的に協働を重ねる過程で、人と関わるうえで大切なことや協働する意識が醸成されました。そして、職員間でも「いいね」「わかる!」「その手があったか」など、お互いの意識の共有や、様々な考えを受け入れるようになり、チームビルディングに対する意識の向上や事業の推進に活用することができました。

■ 「重層的支援体制の整備」にむけた曼荼羅チャート（令和6年1月15日時点）



これからの取組

- ・重層事業推進の過程においても、同様の手法を用いて定期的に大切にしたい意識や視点を確認するとともに、必要に応じて随時見直しを行い、曼荼羅チャートに反映していきます（2021（令和3）年から2023（令和5）年までの間で4回作成）。

4 実施内容

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するもので、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

(1)断らない相談支援

本人や世帯の属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整えるため、「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

①包括的相談支援(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の各支援機関において、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、相談者が抱える課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。

また、受け止めた相談のうち、単独の支援機関だけでは対応が難しい場合は、多機関協働事業につなぎ、関係者間の支援調整を行い、チームによる伴走支援を目指します。

	事業名	事業内容	運営形態	設置個所数または圏域	重層交付金の充当
1	市民相談事業	生活上の困りごと全般に関する相談	一部委託	1	
2	消費生活センター	消費者の安心・安全を守り、豊かな消費生活の実現を支援するため、消費生活に関する相談に対応し、被害の未然防止や救済・解決を支援する。	委託	1	
3	障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者またはその支援者などからの相談支援を実施する。	委託	2	
4	障がい者基幹相談支援センター (相談支援事業)	障がいのある人のライフステージに合った一貫した支援ができるよう、総合的な相談支援、人材育成、虐待防止、困難事例への対応や関係機関との連携強化を行う。	委託	1	○
5	くらし・しごと・つながり支援センター (生活困窮者自立相談支援事業)	生活困窮状態から早期に脱却することを目指し、包括的かつ継続的な支援として、自立相談支援、就労支援、家計改善支援などを行う。	委託	1	○
6	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防などの必要な援助を行い、高齢者の健やかな暮らしを包括的に支援する。	委託	2	○
7	母子保健コーディネーター (利用者支援事業)	子どもまたは保護者の身近な場所で、相談・助言を実施。関係機関との連絡調整をし、妊娠期から切れ目ない支援の充実を図る。	直営	1	○
8	こころの相談室	こころの悩みを持つ人やその家族に対し、精神保健福祉士および保健師が相談に応じる。	直営	1	
9	子育てコンシェルジュ (利用者支援事業)	窓口にコンシェルジュを配置し、保育を中心とした施設や子育て支援サービスの利用に関する相談を受け付け、ニーズとサービスを結びつける。	直営	1	○

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
10	家庭児童相談室	子どもへの養育等、様々な困難に直面している家庭への総合的な支援。要保護児童等への支援のほか、DV防止対策の充実を図る。	直営	1	
11	こどもの発達相談室	出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備。児童の発達に関する相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行う。	直営	1	
12	スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）	スクールソーシャルワーカーを配置し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図る。	直営	-	

②多機関協働による支援(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースに対し、調整役を担い、支援の進捗状況を把握し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。

さらに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援体制の整備を行います。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	多機関協働事業	世帯全体の複雑化・複合化したニーズを的確に捉え、抱える課題の解きほぐしや整理を行うとともに、様々な支援関係機関や社会資源等が連携した伴走支援体制を構築する。	一部委託	2	○

家が物であふれている高齢者への多機関協働による支援

相談
支援

参加
支援

地域
づくり

自宅（集合住宅）に物があふれ、衛生的な生活ができなくなった方がいました。担当ケアマネジャーは、ご本人が支援を拒む傾向にあること、近隣住民から苦情が寄せられるなど、対応に苦慮していました。

生活状況を改善させるため多機関協働による支援を決定し、支援関係機関だけでなく、家族、住宅管理者、自治会長からも情報収集を行い、支援会議を実施。そういった状況下でご本人の体調が悪化し、緊急性が高まったことで、ご本人やその家族と話ができる関係を築くことができました。対応すべき課題の優先順位を明らかにし、一つひとつ対応する過程で、自宅の清掃やごみの搬出について、自治会長の協力も得られ、生活環境を改善することができ、その後の伴走支援も継続して実施しています。

異なる分野の支援者や近隣の市民が協働し、生活環境の改善につなげることができた事例の一つです。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援(社会福祉法第 106 条の4第2項第4号)

複雑化・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人や自ら助けを求める力が弱い人に、適切な支援を届けるための事業です。支援を届ける前提として、本人と信頼関係を形成するために、まずは時間をかけた丁寧な働きかけを行い、継続的な関係性をつくることを目指します。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	個別訪問調査	アウトリーチによる障がい者および障がい児の調査等を実施する。	委託	1	
2	まちの保健師	保健師が共生ステーションや児童館等の地域に出向き、市民の健康や介護、子育て等の悩みについて相談対応する。	直営	-	
3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	民生委員等との日常的な情報共有や地域共生ステーション等の拠点を活用し、市民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人を把握するとともに、丁寧な働きかけを行い、継続的な支援を行う。	委託	1	○

まざってながくてフェスタから広がった 竹細工サロンによる地域の困りごとの支援

相談
支援

参加
支援

地域
づくり

市民相談において、「隣地の竹が敷地内に倒れてきて危険だ。所有者は高齢で、伐採することができないらしい。」といった相談がありました。相談者、土地所有者ともに高齢であり、対応できずにいました。そんなとき、「まざって長久手フェスタ」で知り合った人同士が竹細工サロンを立ち上げたことを知り、地域共生担当が相談してみると、切った竹の一部をもらうことを条件に伐採していただけることとなりました。当日、サロンの人や関係者が協力し、敷地の境界間際の竹を伐採することができました。

相談者も「助かった。地域に助けてくれる人がいてうれしい」と言い、関わった人は「人の役に立てて、また竹ももらえてよかった」と言っていました。困りごとを抱える人と地域の担い手となる人をコーディネートすることで、関わった人たちの心が温まる経験ができました。

(2)参加支援(社会福祉法第 106 条の4第2項第2号)

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、ひきこもり・若者の相談窓口兼居場所「N-ジョイ」を中心とし、社会参加に向けた支援として実施するものです。また、既存の社会資源の活用・拡充を図るとともに、マッチング後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行います。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	参加支援事業	既存の社会参加に向けた支援では対応することができない個人や世帯のニーズに対して、社会とつながるきっかけづくりや、地域の社会資源とのマッチングを行う。また、社会資源の拡充を図り、多様な社会参加の機会をつくる。	委託	1	○
2	N-ジョイ (参加支援事業)	ひきこもり・若者の相談窓口兼居場所として開設し、社会参加にむけた第一歩の場を提供	委託	1	○
3	ながくて・学びアイ講座	講師と受講生が、教えること、学ぶことをそれぞれの立場で学び、学習機会の提供と講座を通じて市民相互の交流をはかり、生涯学習を推進する。	直営	-	

長久手ニュータウン・北熊地区での移動支援

相談
支援

参加
支援

地域
づくり

市街地から離れていて、住民も高齢化している市東部の「長久手ニュータウン」、「北熊地区」の一部の地域において、移動が不便で困っているという住民の声を受けたことにより、東小学校区地区社会福祉協議会で移動が困難な方を地域住民主体で助けあおうと立ち上がった取り組みです。

ボランティアドライバーの協力を得て「おでかけ あなたの車」の愛称で移動支援の取組を開始。ルート検討やボランティアドライバーの確保、地域のニーズ把握等について、住民同士で話し合いを重ねてきたことが特徴です。

地域住民の話し合いを進めることで、地域の活動に参加する意識や地域の課題を地域の力で解決する風土の広がりが生まれています。

(3)地域づくりに向けた支援(社会福祉法第 106 条の4第2項第3号)

既存の各事業の対象分野に属する市民（高齢者・障がい者・子育て世代など）への支援を充実させます。また、今後対象を拡大することにより、より多くの市民が交流する機会や、気軽に集える地域の居場所づくり等を推進します。さらに、多様な地域活動や支え合いの活動等が生まれやすい環境を整備します。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	地域づくり事業 (生活困窮者等のための 地域づくり事業)	多様な分野での地域活動や身近な地域での支え合いの活動等が生まれやすい環境を整え、市民同士が交流する機会や、気軽に集える地域の居場所づくり等を推進する。	委託	1	○
2	居場所支援事業 (生活困窮者等のための 地域づくり事業)	誰もが気軽に立ち寄ることができる場を創出し、市民間に緩やか、かつ強固なつながりを創出する。	直営	1	○
3	支え合い活動	地域の見守り体制の充実のため、地域課題について話し合う場づくりを推進する。	直営	1	
4	地域活動支援センター	障がいのある人の創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、相談支援等を実施する。	委託	1	○
5	ながくて地域スマイル ポイント	元気な高齢者を始め、市民が健康で自分らしく暮らし続けられるよう、市民活動の推進、きっかけづくりとなる仕組みを構築し、地域社会への更なる参加を促す。	一部委託	1	
6	地域いきいきライフ推進 事業 (地域介護予防活動支援事業)	市民や事業者など、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援する。	委託	1	○
7	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やネットワーク構築など多様な社会資源を活用しながら生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行う。	委託	1	○
8	ラジオ体操第一普及事業	5人以上でラジオ体操第一に取り組むグループに対して、記念品贈呈や講師派遣などを通じて、健康体操に取り組む仲間づくりを支援する。	一部委託	1	
9	ワンコインサービス事業 (地域介護予防活動支援事業)	地域の有償ボランティアが在宅高齢者に対し、軽度な日常生活の支援を行う。心身の不調を抱える高齢者の早期発見につなげるとともに、地域の見守りにつなげる。	委託	1	
10	健康マイレージ事業	各自の健康づくりへの取組に対してポイントを付与し、愛知県発行の優待カード MyCa や、協賛企業からの賞品を抽選で贈呈する。 仲間と一緒に取り組むと獲得ポイントが増え、相互の交流の後押しを目指している。	直営	-	
11	パパママ教室	妊娠・出産に必要な知識を提供し、出産に対する不安の解消を図るとともに、妊婦同士で不安や悩みを話し合い、仲間作りの場の提供する。 (1回目は直営、2回目は委託)	一部委託	-	

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
12	育児教室かいじゅうランド	第1子を持つ保護者を対象に、子どもの誕生月ごとに計3回の講座を実施。子育てについての情報交換や、保護者の育児上の不安、悩みを話し合える仲間づくりの場を提供。さらに、その後の自主グループ支援も実施する。	一部委託	-	
13	子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	地域の子育て支援拠点施設（子育て支援センター）で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報提供のほか、育児講座や保護者同士の交流の場を提供する。	直営	1	○
14	子どもの預かり事業 「ことりルーム ぴっぴ」	保護者の就労等理由を問わない保護者のレスパイトを目的とし、満1歳から就学前の児童を一時的に短時間の預かりを実施。	直営	-	
15	まちづくり協議会設立・ 運営支援事業	地域が主体性を持つ、地域特有の課題に取り組むことができる地域コミュニティを構築するため、自治会のほか、地域に根ざした子ども会やシニアクラブ、企業、機能別の各種活動団体などの団体をネットワーク化したまちづくり協議会の設立を目指す。	直営	-	
16	地域共生ステーション設 置・運営事業	地域活動の支援、地域課題の解決に向けた市民活動の場として、おおむね小学校区ごとに地域共生ステーションを設置する。	直営	-	

障がい者福祉施設との避難訓練

相談
支援

参加
支援

地域
づくり

市が洞小校区まちづくり協議会が開催した、校区内の障がい福祉サービス事業所が集う情報交換会での「事業所だけでは災害時の避難が難しい」という声を契機に、まちづくり協議会と事業所の協働による避難訓練の取組が始まりました。

事業所がある地域において、災害時に必要に応じて支援を行う「避難サポーター」が集い、実際に訓練を行っています。災害時以外にも、事業所と地域の方の日頃の顔の見える関係性の構築にもつながっています。

5 資料編

(1) 計画策定の過程の主な市民参加の取組

① 地域福祉計画等策定推進委員会

年 月 日	回	議 題
令和4年7月20日	1	・第3次地域福祉計画等策定方針について ・市民意識調査（アンケート）の素案について
令和4年9月28日	2	・市民意識調査（アンケート）の実施について ・現行計画の評価について ・計画の基本理念について ・市民WSの展開と重層的支援体制整備事業について ・その他 委員意見交換会の報告 委員辞任について
令和5年3月22日	3	・現行計画の評価について ・市民意識調査（アンケート）の結果について ・地域福祉計画等策定に向けた主な計画活動
令和5年6月30日	4	・次期計画の骨子（案）について ・地域自殺対策計画策定について
令和5年9月21日	5	・次期計画の素案について 地域福祉をめぐる主な課題、「地域とは」、基本目標ページについて 重層的支援体制整備事業について 地域福祉活動計画について 地域自殺対策計画について ・その他 委員意見交換会について
令和5年12月20日	6	・次期計画の素案（パブリックコメント案）について 地域福祉計画書素案 現行計画からの主な変更点まとめ 地域福祉活動計画について 重層的支援体制整備事業 実施計画について 地域自殺対策計画について
令和6年3月12日	7	・パブリックコメント実施結果について ・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画、第2次地域自殺対策計画（案）の承認について ・重層的支援体制整備事業実施計画について

② 包括化推進協議会

年 月 日	回	内容
令和4年12月14日	令和4年度 第1回	・令和3年度事業報告について ・令和4年度重層的支援体制整備事業について ・意見交換
令和5年11月10日	令和5年度 第1回	・令和4年度事業報告について ・包括化推進協議会実務者会議について ・重層的支援体制整備事業実施計画について
令和6年2月7日	令和5年度 第2回	・令和5年度事業報告について ・重層的支援体制整備事業実施計画について ・意見交換

③ まざって長久手フェスタ

年 月 日	回	内容
令和4年6月19日	1	・「コーディネーター」をテーマに、講演会や活動団体のパネル展示などを実施 会場：文化の家 森のホールほか
令和5年3月25日	2	・「地域×子ども」をテーマに、昔遊びやカードゲーム、参加型のイベントなど実施 会場：イオンモール長久手 4階 イオンホール
令和6年3月23日	3	・「ちいきづくり THE MOVIE」鑑賞 ・パネルディスカッション ・トークセッション ・参加者交流会 会場：文化の家 光のホールほか

④ 市民ワークショップ

年 月 日	方法	内容
令和4年11月13日	ワークショップ	・ワークショップを通じて、困っている人に、わたしの「できること」をもちよる気持ちや、様々な人とつながり、協働する風土を育むことを目指して実施 会場：福祉の家 集会室
令和4年12月10日	ふりかえり会	・できることもちよりワークショップ参加者によるふりかえり会（意見交換会）を実施 会場：交流プラザ 多目的室

(2)用語集

あ行	
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で、情報や通信に関する技術の総称。 「ICT化」とはデジタル機器や情報化によるテクノロジーを取り入れることをいう。
アウトリーチ	支援が必要な人がいる場所に出向き、課題を抱えながらも自ら声をあげられない人が支援につながるよう働きかけること。
NPO（エヌピーオー）	「Not for Profit Organization」の略称。特定非営利活動促進法（NPO法）にもとづき法人格を取得した、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害に関する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業等を実施する機関。
協議体	地域住民、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターなど、生活支援・介護予防サービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有や連携強化を行う場のこと。
協働	住民、事業者、行政など、様々な主体が主体的、自主的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。
権利擁護	判断能力が不十分な人について、生活や財産を守ったり、契約行為を代わりに行うことを法律的に支援する制度。
CSW （コミュニティ ソーシャルワーカー）	市民からの様々な相談に対応する「地域の福祉のなんでも相談員」。また、不安や悩みなどがある人を早期に発見・対応できる地域を皆さんとつくる福祉の専門職のこと。
さ行	
サロン	身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動のこと。
社会資源	地域の人々の生活を支えている人、場、活動、サービスなどの総称。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁（都道府県知事または市長など）の認可を受けて設立される法人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人。

制度の狭間	ひきこもりなどの、様々な問題を抱えているが公的な支援の受給要件を満たさないため、支援に結びつきづらい問題のこと。
セーフティネット	安全網のこと。第1のセーフティネットが社会保険制度や労働保険制度、第2のセーフティネットが求職者支援制度や生活困窮者自立支援制度、最後のセーフティネットが生活保護制度といわれる。
た行	
ダブルケア	家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うこと。
地域共生ステーション	年齢を問わず、また障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを支援していく地域の拠点のこと。 市内には西小校区、市が洞小校区、南小校区、北小校区の4か所の共生ステーションがあります。
地区社会福祉協議会 (地区社協)	市内6小学校区において、身近に相談しやすい「福祉のまちづくり」の実現を目的とした団体。2015(平成27)年6月、北小学校区を皮切りに、2019(令和元)年9月で全6小学校区に設置された。 月1回の運営委員会会議のほか、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)が中心となって地域との繋がりを持つための企画を創設・運営し、地域のボランティアの方々にご協力いただきながら活動している。認知症予防やひきこもりの理解推進、子育て不安の軽減など、福祉の課題にアプローチした部会活動も地区によって展開している。
は行	
8050(はちまるごうまる)問題	主に50代のひきこもりがちな子どもを80代の親が養っている状態などをいう。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって、親子共倒れになるなどの問題が生じることがある。
伴走支援	社会福祉における対人支援について、対象者本人や世帯に寄り添いながら継続的に関わって支援を続けること。
ボランティア	よりよい社会づくりのために、自発的(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者のこと。
ま行	
民生委員・児童委員	地域福祉の担い手として、厚生労働大臣から委嘱を受け、市民の相談に応じ関係機関へつないだり、その生活課題の解決や、地域の福祉推進のための活動に取り組んでいる人のこと。

■ 小学校区ごとの長久手市の特色（令和6年3月時点）

【北小学校区】

名古屋市と隣接し、集合住宅の建設や土地区画整理等により、近年子どもの数が増加している地域です。
現在まちづくり協議会の設立に向けて、住民同士が活発な話し合いを重ねています。

【長久手小学校区】

長湫エリアと岩作エリアからなり、それぞれの地域ごとの地縁活動が行われています。
地縁活動以外に、子どもに関するNPOや市民活動団体の活動が盛んで、子ども食堂が市内で一番多いエリアです。また、地域学校協働本部が設置されており、地域と学校を結ぶ役割を果たしています。

【西小学校区】

名古屋市と隣接しており、昭和40年代後半から土地区画整理が行われた地域で、校区内人口の増減も緩やかな一方、市西部の中では最も高齢化が進んでいる、という側面のある地域です。
そうした特徴や課題を踏まえ、校区に住む皆様が一丸となって、いち早くまちづくり協議会の活動に取り組み始めました。

【東小学校区】

市内東部に位置し、みどり豊かな里山、田園などが広がる市内で最も広大な地域です。
長久手に長く住まわれている方が活躍するコミュニティと、近年宅地開発が行われ、新たに長久手に転入された方が混在しています。

【南小学校区】

昭和40年代後半から土地区画整理が進められた地域です。
南小学校区地域共生ステーションや杵ヶ池公園などの拠点で、様々な団体が防犯・防災、サロン活動などに積極的に取り組んでいます。

【市が洞小学校区】

東名高速道路を挟んで、北側の従来からある地域と南側の平成17年の愛知万博後に土地区画整理が進められた新しいエリアがある地域です。
若い世帯が多く、まちづくり協議会を中心に、PTAや学校等と連携した子どもに関する取組が盛んになっています。

2023（令和5）年4月1日時点

各小学校区の状況	人口（人）	児童数（人）	高齢化率（％）
長久手小学校区	8,421	606	20.6
西小学校区	7,895	512	18.6
東小学校区	5,783	567	19.0
北小学校区	12,567	1,103	15.4
南小学校区	11,099	709	17.6
市が洞小学校区	11,305	1,060	13.1